

第22期第8回福島海区漁業調整委員会次第

日 時 令和4年4月19日(火) 13:30～
場 所 相馬会場(主会場)
福島県水産資源研究所 3階会議室
(相馬市光陽一丁目1番14)
いわき会場(副会場)
福島県水産会館 1階研修室
(いわき市中央台飯野4丁目3-1)

1 開会

2 会長挨拶

3 出席状況報告

4 議事録署名人選出

5 議 題

(1) 議案

議案第1号 沖合たこかご漁業の許可に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準を定める件(諮問・答申)

議案第2号 沖合たこかご漁業の許可の有効期間を短縮する件(諮問・答申)

議案第3号 かご漁業のうち沖合たこかご漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正について(協議)

(2) 報告事項

第37回太平洋広域漁業調整委員会の結果について

6 閉 会

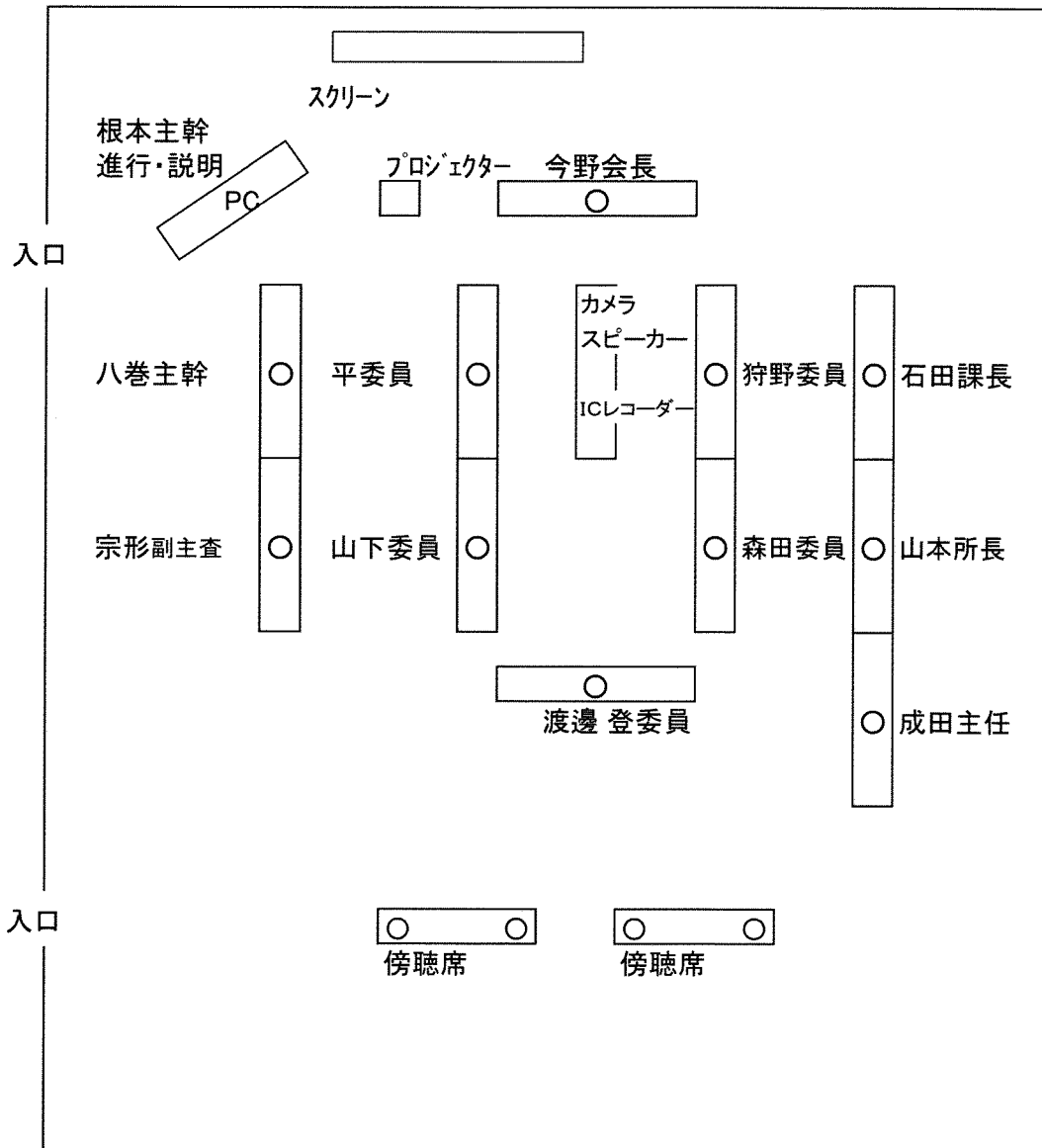
第22期第8回福島海区漁業調整委員会 出席者名簿

日 時 : 令和4年4月19日(火) 13:30~
 場 所 : 相馬会場 (福島県水産資源研究所3階会議室)
 いわき会場 (福島県水産会館1階研修室)

海区漁業調整委員会委員			知事部局・海区事務局職員等		
選任区分・役職	氏名	会場	所属及び職名	氏名	会場
漁業者(会長)	今野 智光	相馬	水産課長(併) 海区事務局長	石田 敏則	相馬
学識経験(会長代理)	鈴木 哲二	いわき	水産課主任主査	成田 薫	相馬
漁業者	今泉 浩一	いわき	水産事務所長	山廻邊 昭文	いわき
漁業者	狩野 一男	相馬	水産事務所主任主査	千代窪 孝志	いわき
漁業者	平 仁一	相馬	水産海洋研究 センター所長	水野 拓治	いわき
漁業者	永瀬 哲浩	いわき	水産資源研究所長	山本 達也	相馬
漁業者	森田 政利	相馬	海区事務局 主幹 (総務担当)	八巻 正則	相馬
漁業者	山下 博行	相馬	〃 主幹 (業務担当)	根本 芳春	相馬
漁業者	吉田 康男	いわき	〃 副主査	宗形 莉苗	相馬
漁業者	渡邊 登	相馬	〃 主 事	熊田 湧樹	いわき
学識経験	川邊 みどり	WEB	〃 主 事	伊東 亮太	いわき
学識経験	久保木 幸子	いわき	〃 主 事	金子 正子	いわき
学識経験	渡邊 千夏子	WEB			
中立	宮下 朋子	WEB			

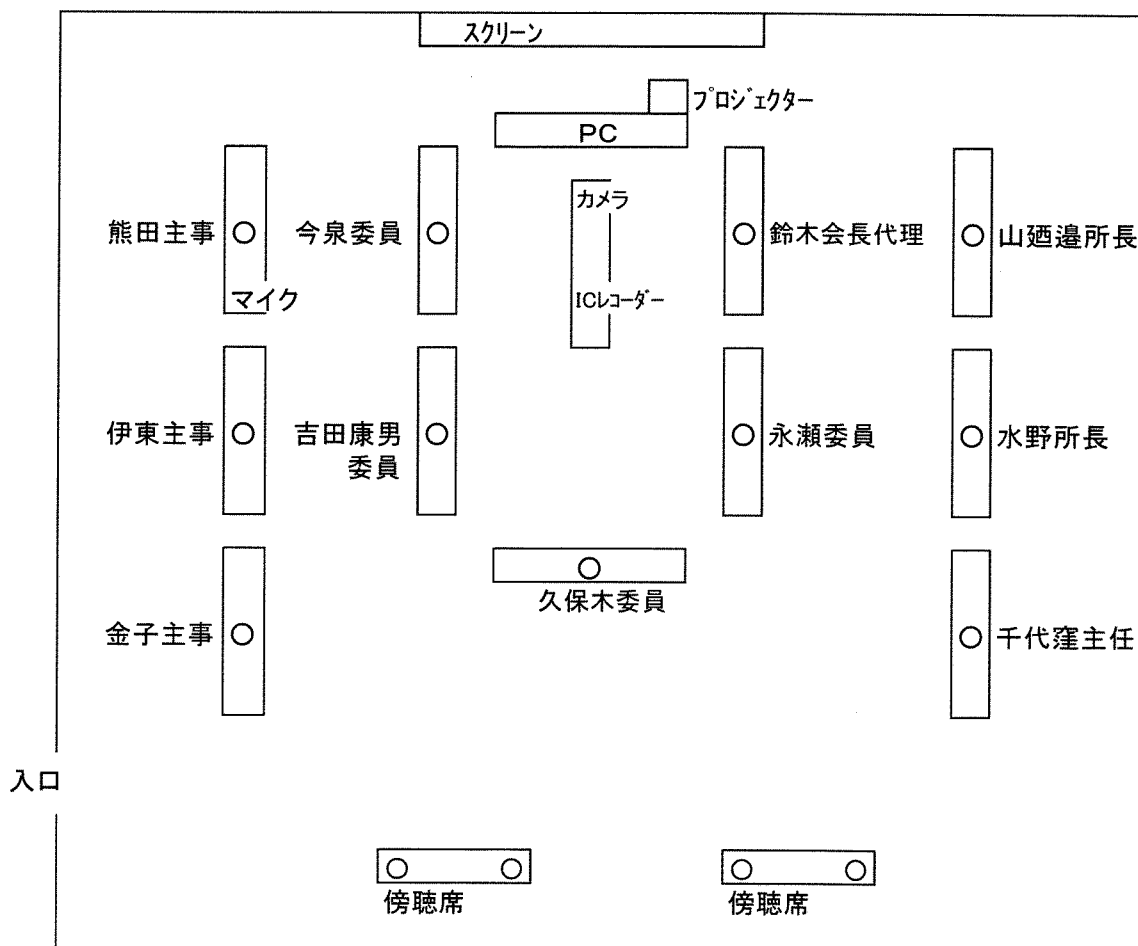
第22期第8回福島海区漁業調整委員会 席次

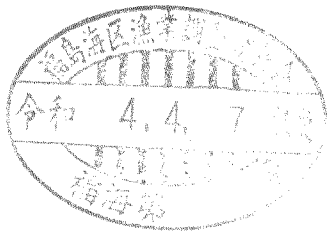
相馬会場：福島県水産資源研究所 3階会議室



第22期第8回福島海区漁業調整委員会 席次

いわき会場：福島県水産会館1階研修室



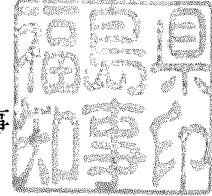


議案 第1号

4 生流第 7 5 号
令和 4 年 4 月 7 日

福島海区漁業調整委員会
会長 今野 智光 様

福島県知事



沖合たこかご漁業の許可に係る制限措置の内容、申請すべき期間
及び許可の基準を定める件（諮問）

福島県漁業調整規則（令和 2 年福島県規則第 68 号。以下「規則」という。）
第 4 条第 1 項第 6 号に掲げるかご漁業につき、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。
以下「法」という。）第 58 条において読み替えて準用する法第 42 条第 1 項及び
規則第 11 条第 1 項に掲げる事項に関する制限措置の内容及び許可等を申請すべ
き期間並びに同条第 5 項に掲げる許可の基準を別紙のとおり定めたいので、法
第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 3 項及び規則第 11 条第 3 項
の規定により、貴委員会の意見を求めます。

（事務担当 農林水産部水産課 副主査 宗形 電話 024-521-7379）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、福島県漁業調整規則（令和 2 年福島県規則第 68 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項第 6 号に掲げるかご漁業につき、規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和 4 年 月 日

福島県知事 内堀 雅雄

第 1 制限措置

1 漁業種類

沖合たこかご漁業

2 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

24 隻

3 船舶の総トン数

総トン数 7 トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

4 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

5 操業区域

次のとおりとする。

ただし、表中の漁業根拠地とは、平成 12 年 9 月 30 日現在の所属漁業協同組合とし、平成 12 年 10 月 1 日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成 12 年 9 月 30 日以前の漁業協同組合を準用する。

漁業根拠地	操業区域
勿来、小浜、小名浜、江名町、豊間、沼之内、四倉、久之浜	双葉郡富岡町と双葉郡楢葉町との境界点正東の線以南の福島県海面のうち水深 130 メートル以深の海面
富熊、請戸、鹿島、磯部、相馬原釜、新地	双葉郡富岡町と双葉郡楢葉町との境界点正東の線以北の福島県海面のうち水深 130 メートル以深の海面

6 漁業時期

令和 4 年 7 月 1 日から同年 8 月 13 日まで

7 漁業を営む者の資格

福島県に住所を有し、関係漁業協同組合が締結する操業隻数等の操業協定に参加する者。

第2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年5月13日から同年6月13日まで

第3 許可の有効期間

令和4年7月1日から令和5年6月30日まで

沖合たこかご漁業の許可の基準

令和 4 年 月 日
福島県農林水産部水産課

許可又は起業の認可をすべき船舶の数が、福島県漁業調整規則（令和 2 年福島県規則第 68 号）第 11 条第 1 項の規定により公示した船舶の数を超える場合においては、次の優先順位に従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

なお、優先順位を判断するために必要となる書類の追加提出の求めに期限内に応じない場合においては、順位 3 の最下位とする。

順位 1 当該漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、その許可又は起業の認可の有効期間の満了日の到来のため、改めて申請した場合

順位 2 当該漁業の許可又は起業の認可を受けた者から、この許可又は起業の認可を承継（共同経営化、法人化又は漁業従事者が自立する場合を含む。）しようとする場合

順位 3 1 年のうちに沿岸漁業を営み又は従事する日数が多い者

(別紙)

1 概 要

沖合たこかご漁業の許可にあたり、福島県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号の制限措置の内容及び申請すべき期間（以下「制限措置等」という。）を定めるもの。

また、公示した船舶の数を超える申請があった場合に、許可等をする者を定めるための許可の基準を定めるもの。

2 根拠法令等

漁業法第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項及び第 5 項
福島県漁業調整規則第 11 条第 1 項及び第 5 項

3 制限措置等及び許可の基準の必要性

現在の沖合たこかご漁業の許可の有効期間が令和 4 年 6 月 30 日で満了する。令和 4 年 7 月 1 日からの許可等をするにあたり、制限措置等を定める必要がある。

また、制限措置で公示した船舶の隻数を超える申請があった場合に許可等をする者を定めるため、許可の基準を定める必要がある。

4 制限措置等及び許可の基準の内容

制限措置等の内容、許可の有効期間及び許可の基準は以下のとおり定める。

項 目	内 容
漁業種類	沖合たこかご漁業
許可等をすべき船舶の数	下記 4 (1) のとおり
船舶の総トン数	取扱方針のとおり
推進機関の馬力数	
操業区域	
漁業時期	
漁業を営む者の資格	下記 4 (2) のとおり
許可等を申請すべき期間	令和 4 年 5 月 13 日から同年 6 月 13 日まで ※規則第 11 条第 2 項に基づき 1 ヶ月。
許可の有効期間	令和 4 年 7 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日 ※規則第 15 条第 2 項に基づき 1 年に短縮する。
許可の基準	沿岸漁業の経営安定の観点から、現に沖合たこかご漁業の許可を受けている者を優先することとし、順位付けを行う。

(1) 許可等をすべき船舶の数

隻数の設定は、操業の実態や資源状況を勘案すべきところだが、令和3年においては、漁獲量が震災前の約2割(19.5%)に止まっており、判断できる状況ではない。震災前の許可隻数を上限とし、漁業協同組合から操業希望があった数を、許可等をすべき船舶の数として設定する。

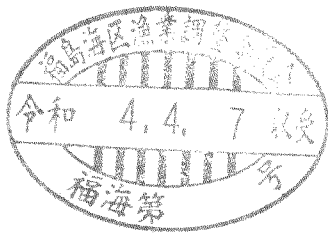
(2) 漁業を営む者の資格

県内に住所を有し、関係漁業協同組合が締結する操業隻数等の操業協定に参加する者とする。

なお、操業協定の有無による許可者の制限は、これまで、沖合たこかご漁業の許可等に関する取扱方針(令和2年)において許可等をしない場合として定めていたが、制限措置として整理するもの。

(今後の予定)

5月上旬	制限措置等の公示(県報及び水産課ホームページ)
5月上旬～6月上旬	申請期間(1か月)
6月下旬	規則第9条の許可等をしない事案がある場合の海区委諮問
6月下旬	許可証発給
7月1日～	許可の有効期間開始

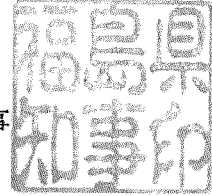


議案 第2号

4 生流第 7 3 号
令和 4 年 4 月 7 日

福島海区漁業調整委員会
会長 今野 智光 様

福島県知事



沖合たこかご漁業の許可の有効期間を短縮する件（諮問）

福島県漁業調整規則（令和 2 年福島県規則第 68 号。以下「規則」という。）
第 4 条第 1 項第 6 号に掲げるかご漁業につき、漁業法（昭和 24 年法律第 267
号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 46 条第 2 項及び規則第 15 条
第 2 項の規定に基づき別紙のとおり有効期間を定めたいので、同項の規定に基
づき貴委員会の意見を求めます。

（事務担当 農林水産部水産課 副主査 宗形 電話 024-521-7379）

(別紙)

1 概 要

福島県漁業調整規則第4条第1項第6号に掲げるかご漁業のうち沖合たこかご漁業の許可について、許可の有効期間を短縮するもの。

2 根拠法令等

漁業法第58条において読み替えて準用する同法第46条第2項
福島県漁業調整規則第15条第2項

3 内 容

沖合たこかご漁業の許可の有効期間を3年から1年に短縮する。

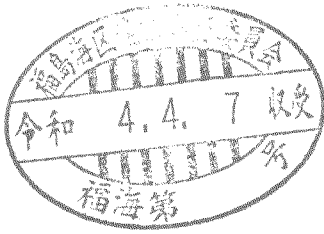
短縮後の許可の有効期間：令和4年7月1日～令和5年6月30日

4 短縮の理由

許可の有効期間については、福島県漁業調整規則第15条第1項により3年とされ、同条第2項により漁業調整のため必要な限度において、3年より短い期間を定めることができるものと規定されている。

当該漁業は、多数の漁具を敷設し、漁場を占有して効率的に漁獲する漁法である。また、目的とするタコ類、沖合性のまき貝については、資源量の減少が懸念されている。

このことから、今期の漁模様や漁獲対象水産資源の動向を踏まえ、許可発給を弾力的に運用できるよう、有効期間の設定については、短縮して1年とする。



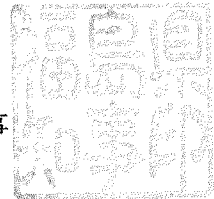
写

議案 第3号

4 生流第 7 7 号
令和 4 年 4 月 7 日

福島海区漁業調整委員会
会長 今 野 智 光 様

福島県知事



かご漁業のうち沖合たこかご漁業の許可等に関する取扱方針の
一部改正について（協議）

このことについて、別紙のとおり一部改正したいので、貴委員会の意見を求めます。

（事務担当 農林水産部水産課 副主査 宗形 電話 024-521-7379）

改正案	現行取扱方針	備考												
<p>18 かご漁業のうち沖合たこかご漁業の許可等に関する取扱方針 (趣旨) 第1 かご漁業のうち、沖合たこかご漁業の許可及び起業の認可(以下「許可等」という。)の取扱いについては、福島県漁業調整規則(以下「規則」という)の規定によるほか、この方針の定めるところによる。 (制限措置) 第2 規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 漁業種類 かご漁業(沖合たこかご漁業)</p> <p>(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数 総トン数7トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下</p> <p>(3) 推進機関の馬力数 申請のあった推進機関の馬力数以下</p> <p>(4) 操業区域 当該漁業の操業区域は、次のとおりとする。 ただし、表中の漁業根拠地とは、平成12年9月30日現在の所属漁業協同組合とし、平成12年10月1日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成12年9月30日以前の漁業協同組合を準用する。</p> <table border="1" data-bbox="922 1330 1385 2056"> <thead> <tr> <th>漁業根拠地</th> <th>操業区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勿来浜 小名浜 江名町 豊間 沼之内 四倉 久</td> <td>双葉郡富岡町と双葉郡楢葉町との境界点正東の線以南の福島県海面のうち水深130メートル以深の海面</td> </tr> <tr> <td>富戸島部 請鹿磯 相馬原釜 新地</td> <td>双葉郡富岡町と双葉郡楢葉町との境界点正東の線以北の福島県海面のうち水深130メートル以深の海面</td> </tr> </tbody> </table>	漁業根拠地	操業区域	勿来浜 小名浜 江名町 豊間 沼之内 四倉 久	双葉郡富岡町と双葉郡楢葉町との境界点正東の線以南の福島県海面のうち水深130メートル以深の海面	富戸島部 請鹿磯 相馬原釜 新地	双葉郡富岡町と双葉郡楢葉町との境界点正東の線以北の福島県海面のうち水深130メートル以深の海面	<p>18 かご漁業のうち沖合たこかご漁業の許可等に関する取扱方針 (趣旨) 第1 かご漁業のうち、沖合たこかご漁業の許可及び起業の認可(以下「許可等」という。)の取扱いについては、福島県漁業調整規則(以下「規則」という)の規定によるほか、この方針の定めるところによる。 (制限措置) 第2 規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 漁業種類 かご漁業(沖合たこかご漁業)</p> <p>(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数 総トン数7トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下</p> <p>(3) 推進機関の馬力数 申請のあった推進機関の馬力数以下</p> <p>(4) 操業区域 当該漁業の操業区域は、次のとおりとする。 ただし、表中の漁業根拠地とは、平成12年9月30日現在の所属漁業協同組合とし、平成12年10月1日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成12年9月30日以前の漁業協同組合を準用する。</p> <table border="1" data-bbox="922 479 1385 1209"> <thead> <tr> <th>漁業根拠地</th> <th>操業区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勿来浜 小名浜 江名町 豊間 沼之内 四倉 久</td> <td>双葉郡富岡町と双葉郡楢葉町との境界点正東の線以南の福島県海面のうち水深130メートル以深の海面</td> </tr> <tr> <td>富戸島部 請鹿磯 相馬原釜 新地</td> <td>双葉郡富岡町と双葉郡楢葉町との境界点正東の線以北の福島県海面のうち水深130メートル以深の海面</td> </tr> </tbody> </table>	漁業根拠地	操業区域	勿来浜 小名浜 江名町 豊間 沼之内 四倉 久	双葉郡富岡町と双葉郡楢葉町との境界点正東の線以南の福島県海面のうち水深130メートル以深の海面	富戸島部 請鹿磯 相馬原釜 新地	双葉郡富岡町と双葉郡楢葉町との境界点正東の線以北の福島県海面のうち水深130メートル以深の海面	<p>文言の整理</p>
漁業根拠地	操業区域													
勿来浜 小名浜 江名町 豊間 沼之内 四倉 久	双葉郡富岡町と双葉郡楢葉町との境界点正東の線以南の福島県海面のうち水深130メートル以深の海面													
富戸島部 請鹿磯 相馬原釜 新地	双葉郡富岡町と双葉郡楢葉町との境界点正東の線以北の福島県海面のうち水深130メートル以深の海面													
漁業根拠地	操業区域													
勿来浜 小名浜 江名町 豊間 沼之内 四倉 久	双葉郡富岡町と双葉郡楢葉町との境界点正東の線以南の福島県海面のうち水深130メートル以深の海面													
富戸島部 請鹿磯 相馬原釜 新地	双葉郡富岡町と双葉郡楢葉町との境界点正東の線以北の福島県海面のうち水深130メートル以深の海面													

<p>(5) 漁業時期 毎年7月1日から8月13日まで ただし、操業協定で上記期間より短い期間を定めたときは、当該期間を漁業時期とする。</p> <p>(6) 漁業を営む者の資格 福島県に住所を有し、関係漁業協同組合が締結する操業隻数等の操業協定に参加する者。</p> <p>(許可等の条件) 第3 当該漁業の許可に際しては、規則第13条により次の条件を付する。 (1) 海中に敷設するかごの数は300個を超えてはならない。 (2) ひらつめがに及びがざみを除くかごを採捕してはならない。 (3) 他のかご漁業に従事するときは、当該漁業を営んではならない。 (4) 操業中は、漁具の両端に、所属漁業協同組合名及び船名を記入した海上1キロメートル以上の場所から明視できるボンデンを付けるとともに、夜間にあつては当該ボンデンに電灯その他の照明を掲げなければならない。 (5) 操業協定は、遵守しなければならない。</p> <p>(許可の有効期間) 第4 当該漁業の許可の有効期間は、福島海区漁業調整委員会の意見を聴いて、3年以内の期間とする。</p> <p>(許可等をしない場合) 第5 次の各号の一に該当するときは、当該漁業の許可等をしない。 _____ (1) 同一の者より2隻以上の申請があつたとき。 (2) 福島県に住所を有しない者の所有する船舶を使用する申請があつたとき。 (3) 小型機船底びき網漁業（地方名称 機船手繰網漁業又は板びき網漁業）の許可船舶を使用する申請があつたとき。 (削除)</p> <p>(削除) (4) 規則に基づいて許可等の取消しを受けた者より申請があつたとき。 ただし、当該許可等の取消しを受けた者が、その取消しの日から1か年を経過した後において漁業に関する法令を遵守する精神を回復したと認められるときは、この限りでない。</p> <p>(削除)</p>	<p>(5) 漁業時期 毎年7月1日から8月13日まで ただし、操業協定で上記期間より短い期間を定めたときは、当該期間を漁業時期とする。</p> <p>(6) 漁業を営む者の資格 福島県に住所を有すること。</p> <p>(許可等の条件) 第3 当該漁業の許可に際しては、規則第13条により次の条件を付する。 (1) 海中に敷設するかごの数は300個を超えてはならない。 (2) ひらつめがに及びがざみを除くかごを採捕してはならない。 (3) 他のかご漁業に従事するときは、当該漁業を営んではならない。 (4) 操業中は、漁具の両端に、所属漁業協同組合名及び船名を記入した海上1キロメートル以上の場所から明視できるボンデンを付けるとともに、夜間にあつては当該ボンデンに電灯その他の照明を掲げなければならない。 (5) 操業協定は、遵守しなければならない。</p> <p>(許可の有効期間) 第4 当該漁業の許可の有効期間は、福島海区漁業調整委員会の意見を聴いて、3年以内の期間とする。</p> <p>(許可等をしない場合) 第5 次の各号の一に該当するときは、当該漁業の許可等をしない。 _____ (1) 同一の者より2隻以上の申請があつたとき。 (2) 福島県に住所を有しない者の所有する船舶を使用する申請があつたとき。 (3) 小型機船底びき網漁業（地方名称 機船手繰網漁業又は板びき網漁業）の許可船舶を使用する申請があつたとき。 (4) 第2の(4)に規定する操業区域において、関係漁業協同組合が操業隻数等の操業協定を締結しないとき。 (5) (4)の操業協定を超える申請があつたとき。 (6) 規則に基づいて許可等の取消しを受けた者より申請があつたとき。 ただし、当該許可等の取消しを受けた者が、その取消しの日から1か年を経過した後において漁業に関する法令を遵守する精神を回復したと認められるときは、この限りでない。</p> <p>(特に知事が認める場合) 第6 第5に規定する特に知事が認める場合とは、次の(1)及び(2)の条件を満たす者から申請があつた場合とする。 (1) 漁具及び漁ろう装置を具備したる者</p>	<p>第5（許可等をしない場合）及び第6（特に知事が認める場合）において定めている操業協定の有無により許可者を制限する場合について、制限措置のうち「漁業を営む者の資格」において規定する。</p>
<p>(5) 漁業時期 毎年7月1日から8月13日まで ただし、操業協定で上記期間より短い期間を定めたときは、当該期間を漁業時期とする。</p> <p>(6) 漁業を営む者の資格 福島県に住所を有し、関係漁業協同組合が締結する操業隻数等の操業協定に参加する者。</p> <p>(許可等の条件) 第3 当該漁業の許可に際しては、規則第13条により次の条件を付する。 (1) 海中に敷設するかごの数は300個を超えてはならない。 (2) ひらつめがに及びがざみを除くかごを採捕してはならない。 (3) 他のかご漁業に従事するときは、当該漁業を営んではならない。 (4) 操業中は、漁具の両端に、所属漁業協同組合名及び船名を記入した海上1キロメートル以上の場所から明視できるボンデンを付けるとともに、夜間にあつては当該ボンデンに電灯その他の照明を掲げなければならない。 (5) 操業協定は、遵守しなければならない。</p> <p>(許可の有効期間) 第4 当該漁業の許可の有効期間は、福島海区漁業調整委員会の意見を聴いて、3年以内の期間とする。</p> <p>(許可等をしない場合) 第5 次の各号の一に該当するときは、当該漁業の許可等をしない。 _____ (1) 同一の者より2隻以上の申請があつたとき。 (2) 福島県に住所を有しない者の所有する船舶を使用する申請があつたとき。 (3) 小型機船底びき網漁業（地方名称 機船手繰網漁業又は板びき網漁業）の許可船舶を使用する申請があつたとき。 (削除)</p> <p>(削除) (4) 規則に基づいて許可等の取消しを受けた者より申請があつたとき。 ただし、当該許可等の取消しを受けた者が、その取消しの日から1か年を経過した後において漁業に関する法令を遵守する精神を回復したと認められるときは、この限りでない。</p> <p>(削除)</p>	<p>(5) 漁業時期 毎年7月1日から8月13日まで ただし、操業協定で上記期間より短い期間を定めたときは、当該期間を漁業時期とする。</p> <p>(6) 漁業を営む者の資格 福島県に住所を有すること。</p> <p>(許可等の条件) 第3 当該漁業の許可に際しては、規則第13条により次の条件を付する。 (1) 海中に敷設するかごの数は300個を超えてはならない。 (2) ひらつめがに及びがざみを除くかごを採捕してはならない。 (3) 他のかご漁業に従事するときは、当該漁業を営んではならない。 (4) 操業中は、漁具の両端に、所属漁業協同組合名及び船名を記入した海上1キロメートル以上の場所から明視できるボンデンを付けるとともに、夜間にあつては当該ボンデンに電灯その他の照明を掲げなければならない。 (5) 操業協定は、遵守しなければならない。</p> <p>(許可の有効期間) 第4 当該漁業の許可の有効期間は、福島海区漁業調整委員会の意見を聴いて、3年以内の期間とする。</p> <p>(許可等をしない場合) 第5 次の各号の一に該当するときは、当該漁業の許可等をしない。 _____ (1) 同一の者より2隻以上の申請があつたとき。 (2) 福島県に住所を有しない者の所有する船舶を使用する申請があつたとき。 (3) 小型機船底びき網漁業（地方名称 機船手繰網漁業又は板びき網漁業）の許可船舶を使用する申請があつたとき。 (4) 第2の(4)に規定する操業区域において、関係漁業協同組合が操業隻数等の操業協定を締結しないとき。 (5) (4)の操業協定を超える申請があつたとき。 (6) 規則に基づいて許可等の取消しを受けた者より申請があつたとき。 ただし、当該許可等の取消しを受けた者が、その取消しの日から1か年を経過した後において漁業に関する法令を遵守する精神を回復したと認められるときは、この限りでない。</p> <p>(特に知事が認める場合) 第6 第5に規定する特に知事が認める場合とは、次の(1)及び(2)の条件を満たす者から申請があつた場合とする。 (1) 漁具及び漁ろう装置を具備したる者</p>	<p>第5（許可等をしない場合）及び第6（特に知事が認める場合）において定めている操業協定の有無により許可者を制限する場合について、制限措置のうち「漁業を営む者の資格」において規定する。</p> <p>第5（4）、（5）について、制限措置において規定することから削除する。</p> <p>第6について、制限措置において規定することから削除する。</p>

<p>附 則 1 この方針は令和3年1月29日から施行する。 2 かご漁業のうち沖合たこかご漁業の許可等に関する取扱方針（平成8年8月1日）は廃止する。</p> <p>附 則 この方針は、令和4年 月 日から施行する。</p>	<p>(2) 申請者相互の操業協定を締結したる者</p> <p>附 則 1 この方針は令和3年1月29日から施行する。 2 かご漁業のうち沖合たこかご漁業の許可等に関する取扱方針（平成8年8月1日）は廃止する。</p>	
---	---	--

18 かご漁業のうち沖合たこかご漁業の許可等に関する取扱方針（改正案）

（趣 旨）

第1 かご漁業のうち、沖合たこかご漁業の許可及び起業の認可（以下「許可等」という。）の取扱いについては、福島県漁業調整規則（以下「規則」という）の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

（制限措置）

第2 規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置は、次のとおりとする。

(1) 漁業種類

かご漁業（沖合たこかご漁業）

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数

総トン数7トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

(3) 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

(4) 操業区域

当該漁業の操業区域は、次のとおりとする。

ただし、表中の漁業根拠地とは、平成12年9月30日現在の所属漁業協同組合とし、平成12年10月1日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成12年9月30日以前の漁業協同組合を準用する。

漁業根拠地	操 業 区 域
勿来 小浜 小名浜 江名町 豊間 沼之内 四倉 久之浜	双葉郡富岡町と双葉郡楢葉町との境界点正東の線以南の福島県海面のうち水深130メートル以深の海面
富熊 請戸 鹿島 磯部	双葉郡富岡町と双葉郡楢葉町との境界点正東の線以北の福島県海面のうち水深130メートル以深の海面

相馬原釜 新 地	
-------------	--

- (5) 漁業時期
毎年7月1日から8月13日まで
ただし、操業協定で上記期間より短い期間を定めたときは、当該期間を漁業時期とする。
- (6) 漁業を営む者の資格
福島県に住所を有し、関係漁業協同組合が締結する操業隻数等の操業協定に参加する者。

(許可等の条件)

第3 当該漁業の許可に際しては、規則第13条により次の条件を付する。

- (1) 海中に敷設するかごの数は300個を超えてはならない。
- (2) ひらつめがに及びがざみを除くかにを採捕してはならない。
- (3) 他のかご漁業に従事するときは、当該漁業を営んではならない。
- (4) 操業中は、漁具の両端に、所属漁業協同組合名及び船名を記入した海上1キロメートル以上の場所から明視できるボンデンを付けるとともに、夜間にあつては当該ボンデンに電灯その他の照明を掲げなければならない。
- (5) 操業協定は、遵守しなければならない。

(許可の有効期間)

第4 当該漁業の許可の有効期間は、福島海区漁業調整委員会の意見を聴いて、3年以内の期間とする。

(許可等をしない場合)

第5 次の各号の一に該当するときは、当該漁業の許可等をしない。

- (1) 同一の者より2隻以上の申請があつたとき。
- (2) 福島県に住所を有しない者の所有する船舶を使用する申請があつたとき。
- (3) 小型機船底びき網漁業（地方名称 機船手繰網漁業又は板びき網漁業）の許可船舶を使用する申請があつたとき。
- (4) 規則に基づいて許可等の取消しを受けた者より申請があつたとき。
ただし、当該許可等の取消しを受けた者が、その取消しのあつた日から1か年を経過した後において漁業に関する法令を遵守する精神を回復したと認められるときは、この限りでない。

附 則

- 1 この方針は令和3年1月29日から施行する。
- 2 かご漁業のうち沖合たこかご漁業の許可等に関する取扱方針（平成8年8月1日）は廃止する。

附 則

この方針は、令和4年 月 日から施行する。

(別紙)

1 改正の趣旨

かご漁業のうち沖合たこかご漁業の許可等に関する取扱方針（以下「取扱方針」という。）第5のただし書き、(4)、(5)及び第6の規定を、第2(6)漁業を営む者の資格において定めることから、取扱方針の改正を行うもの。

2 改正の概要

(1) 許可等をしない場合の見直し

現在、許可等をしない場合として、取扱方針第5(4)で、操業区域において関係漁業協同組合が操業隻数等の操業協定を締結しない場合を定めている。

また、第5(5)において、(4)の操業協定を超える申請があった場合を定めている。

取扱方針第5のただし書きの特に知事が認める場合は、取扱方針第6で定めており、第5(4)の操業協定が締結されない場合でも、第6の(1)漁具及び漁ろう装置を具備したる者、(2)申請者相互の操業協定を締結したる者は許可をすると定めている。

これらの規定は、漁場競合や紛争を防止する目的で定めているものであるが、手続の透明性を確保する観点から制限措置として明らかにするため、取扱方針第2の(6)漁業を営む者の資格として規定する。

(2) その他

文言の整理。

3 付帯決議

字句の修正等の軽微な修正については、知事部局に一任する。

(今後の予定)

令和4年4月19日 第22期第8回福島海区漁業調整委員会で協議
(委員会からの回答後) 決定、施行

第37回 太平洋広域漁業調整委員会

議 事 次 第

日 時：令和4年3月8日（火） 13：30～

場 所：農林水産省8階 水産庁中央会議室

（東京都千代田区霞が関1-2-1）

1 開 会

2 挨拶

3 議 題

（1）太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示について

（2）太平洋南部キンメダイに関する委員会指示について

（3）その他

①令和4年度資源管理関係予算について

②その他

4 閉 会

太平洋広域漁業調整委員会 委員名簿

根拠法令：漁業法（昭和24年法律第267号）

定員：28人（大臣選任10人、都道府県互選18人）

任期：4年 大臣選任委員（第5期）：2018年3月13日～2022年3月12日

都道府県互選委員（第6期）：2021年10月1日～2025年9月30日

区分	氏名	現職	
都道府県互選	北海道 川崎 一好	釧路十勝海区漁業調整委員会会長	
	青森県 竹林 雅史	青森県東部海区漁業調整委員会委員	
	岩手県 大井 誠治	岩手海区漁業調整委員会会長	
	宮城県 関 哲夫	宮城海区漁業調整委員会会長	
	福島県 鈴木 哲二	福島海区漁業調整委員会会長代理	
	茨城県 高濱 芳明■	茨城海区漁業調整委員会会長	
	千葉県 石井 春人	千葉海区漁業調整委員会会長	
	東京都 有元 貴文	東京海区漁業調整委員会会長	
	神奈川県 宮川 均	神奈川海区漁業調整委員会副会長	
	静岡県 高田 充朗	静岡海区漁業調整委員会委員	
	愛知県 鈴木 輝明	愛知海区漁業調整委員会委員	
	三重県 浅井 利一	三重海区漁業調整委員会会長	
	和歌山県 片谷 匡	和歌山海区漁業調整委員会委員	
	徳島県 豊崎 辰輝	徳島海区漁業調整委員会委員	
	高知県 前田 浩志	高知海区漁業調整委員会会長	
	愛媛県 佐々木 護	愛媛海区漁業調整委員会会長	
大分県 濱田 貴史	大分海区漁業調整委員会委員		
宮崎県 山田 卓郎	宮崎県海区漁業調整委員会委員		
大臣選任	漁業者代表	福島 全良	株式会社福島漁業 代表取締役社長
		鈴木 宏彰	有限会社福栄丸漁業 代表取締役社長
		清水 三千春	清洋水産株式会社 代表取締役
		小坂田 浩嗣	昭和漁業株式会社 代表取締役社長
		金澤 俊明	岩手県底曳網漁業協会 会長理事
		中田 勝淑	高知かつお漁業協同組合 代表理事組合長
		井上 幸宣	全国かじき等流し網漁業協議会 会長
	学識経験	関 いずみ▲	学校法人東海大学 海洋学部 教授
		北門 利英	国立大学法人東京海洋大学 教授
		花岡 和佳男	株式会社シーフードレガシー 代表取締役社長

※ ▲は会長、■は会長職務代理者

太平洋広域漁業調整委員会指示第 41 号（案）の概要

1. 経緯

- (1) 遊漁によるくろまぐろの採捕については、令和 3 年 3 月に発出された太平洋広域漁業調整委員会指示（以下「委員会指示」という。）第 39 号に基づき、令和 3 年 6 月 1 日から、以下を義務付けた。
- ① 30 キログラム未満の小型魚の採捕禁止
 - ② 30 キログラム以上の大型魚を採捕した場合の水産庁への報告
- (2) 令和 3 年 6 月 1 日以降、当初想定していた水準を大幅に上回る採捕数量となり、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組みに支障を来すおそれがあると認めたことから、令和 3 年 7 月の委員会指示第 40 号に基づき、令和 3 年 8 月 21 日から令和 4 年 5 月 31 日までの間、遊漁による大型魚の採捕を禁止した。
- (3) 今般、上記の委員会指示の後継措置として、令和 4 年 6 月以降の遊漁によるくろまぐろの採捕に係る委員会指示を発出するもの。

2. 委員会指示第 41 号（案）の概要

(1) くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限

遊漁者による小型魚の採捕を禁止。意図せず採捕した場合は直ちに海中に放流しなければならない。

(2) くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限

ア 1 人 1 日あたり 1 尾を超えて大型魚を保持してはならない。大型魚を保持した者が別の大型魚を採捕した場合は、直ちに海中に放流しなければならない。

イ 遊漁者が大型魚を採捕した場合は、重量等を報告しなければならない。※従来の報告事項に遊漁船の情報を追加。

ウ 委員会会長は、大型魚の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、遊漁者による大型魚の採捕を禁止する旨、公示する。

※期間指定の考え方

- ・全海区における採捕数量が以下の表の上段の時期ごとに下段の数量を超えるおそれがある場合：当該時期の末日まで採捕を禁止する。

時 期	R4 年 6 月	7～8 月	9～10 月	11～12 月
数 量	10 トン	10 トン	10 トン	10 トン

- ・全海区における令和 4 年 6 月 1 日からの採捕数量の累計が概ね 40 トンを超えるおそれがある場合：令和 5 年 3 月 31 日まで採捕を禁止する。

エ 遊漁者は、ウの公示により大型魚の採捕が禁止された期間中は、大型魚を採捕してはならない。意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

(3) 指示の有効期間

令和4年6月1日から令和5年3月31日までとする。